

晴れの国おかやま農家民宿ネットワーク推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、晴れの国おかやま農家民宿ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内の農家民宿の振興を推進することにより、農山漁村への誘客を図り、もって農山漁村地域の活性化及び所得向上を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 会員が運営する農家民宿に関する情報の県内外への一体的な発信
- (3) 農家民宿の運営に関する研修会の開催
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる者
- (2) 協議会の目的に賛同する別表第2に掲げる者
- (3) 次に掲げる全ての要件を満たす者で、協議会の目的に賛同するもの
 - イ 県内において、旅館業法に基づく営業許可（旅館業法の種別：旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業）を受けた宿泊施設又は住宅宿泊事業法による届出を受理された宿泊施設を運営していること。
 - ロ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条に規定する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供をしていること。
 - ハ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第14条に規定する基準に従って運営を行っていること。
 - ニ 宿泊施設の運営に係る関係法令の要件を満たしていること。

(入会及び退会)

第5条 前条第3号に規定する者が入会を希望する場合は、所定の入会手続を行うものとする。
2 退会しようとする場合は、その旨を速やかに会長に届け出て退会するものとする。また、前条第3号に規定する者が要件を満たさなくなった場合は、会員の資格を喪失するものとする。

(役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、岡山県農林水産部農村振興課長をもって充てる。
- 3 副会長は、岡山県県民生活部中山間・地域振興課長及び産業労働部観光課長をもって充てる。

(役職員の職務等)

第7条 会長は、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(推進チーム)

第8条 協議会に農家民宿ネットワーク推進チーム（以下この条において「推進チーム」という。）を置く。

2 推進チームは、農家民宿に関する調査、情報収集その他協議会の運営に必要な事務・事業を担う。

3 推進チームは、別表第3に掲げる課に所属する担当者をもって構成する。

(会議)

第9条 協議会の会議は総会とし、総会は会員をもって構成する。

2 総会は会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 次の事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

(1) 規約の改正

(2) 事業計画の決定及び事業報告の承認

(3) その他協議会の運営上必要な事項

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、岡山県農林水産部農村振興課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年8月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年2月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

岡山県	農林水産部農村振興課長
	県民生活部中山間・地域振興課長
	産業労働部観光課長
	県民局地域づくり推進課長
	県民局農林水産事業部農業振興課長
J R 西日本マーケティング本部鉄道マーケティング部岡山営業部長	
岡山県観光連盟専務	

別表第2（第4条関係）

市町村	農村振興担当課長
	地域振興担当課長
	観光担当課長
地域観光協会事務局長	
一般社団法人 日本旅行業協会中四国支部岡山県支部長	
一般社団法人 岡山県旅行業協会会長	
地域協議会長	

別表第3（第8条関係）

岡山県	農林水産部農村振興課
	県民生活部中山間・地域振興課
	産業労働部観光課
	県民局地域政策部地域づくり推進課
	県民局農林水産事業部農業振興課
J R 西日本マーケティング本部鉄道マーケティング部岡山営業部	
岡山県観光連盟	